

独立行政法人評価委員会第19回農業分科会

農林水産省生産局総務課

独立行政法人評価委員会第19回農業分科会

日時：平成18年1月17日（火）

会場：三田共用会議所第4特別会議室

時間：10:00～12:15

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 16事業年度退職役員の業績勘案率（案）について

(2) 独立行政法人農林水産消費技術センターの中期目標等の変更について

(3) 次期中期目標、中期計画の検討について

次期中期目標等の作成までの流れについて

農林水産消費技術センター

肥飼料検査所

農薬検査所

種苗管理センター

家畜改良センター

(4) その他

今後の予定等について

3. 閉 会

午前10時00分 開会

松本分科会委員長 皆さん、おはようございます。

1月の半ばを過ぎまして、遅いようでございますが、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いをいたします。

定刻となりましたので、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価委員会第19回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には、大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計12名のうち現在11名の方々にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において、準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、事務局から配付資料の確認等お願いをしたいと思います。

生産局総務課長 生産局総務課長の實重でございます。本年1月から農業分科会の事務局を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

お手元に資料をお配りしておりますので、たくさんいろいろな資料がございますけれども、ご確認をお願いいたします。

冒頭に議事次第、それから配付資料一覧があると思いますが、その後ろに資料1として農業分科会の委員の名簿、それから資料2-1から2-9、それから資料3-1から3-4、それから資料4、資料5-1から5-6、参考資料1から4でございます。

以前、ご意見がございましたので、本日は事前に送付させていただいたものの中で差しかえとか追加になったものを卓上に配付させていただいておりまして、早目においでいただいた委員の方におかれましては確認いただいているかと思いますが、差しかえ等資料一覧を配布してございますのでご覧いただきたいと思います。

また、会議資料とは別に、第20回農業分科会の開催事務連絡を配付させていただいております。

資料の方は、これからご覧になりながら不足等ございましたら、いつでもお申し出いただければと思います。今お気づきなところがございましたら事務局の方で対応いたしますが、よろしかったでしょうか。

それでは、委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

松本分科会委員長 それでは、1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、16事業年度退職役員の業績勘案率（案）についてでございます。

事務局からご説明をお願いいたします。

生産局総務課課長補佐 生産局の総務課におります二木と申します。よろしくお願いいたします。

今回、16事業年度退職役員の業績勘案率についてご議論いただくに当たりまして、まず独法役員の退職金の算定方法についてご説明いたします。

お手元の資料の最後の方につけてございますA3の参考資料1というのをお開き願います。

ここに、平成15年12月に独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金についてというものが閣議決定されております。この中で、1の独立行政法人の(1)において、各府省、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間について、1月につき俸給月額100分の12.5、これを基準といたしまして、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするという算定の考え方が示されてございます。

これを受けまして、次のページの参考資料2でございます。

これにつきましては、農林水産省では16年8月の農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会におきまして、業績勘案率の算定方法を決定いたしております。さらに、昨年11月に一部改正を行っております。

内容といたしましては、算定方法につきましては、そのページの下の方に算式がございまして、退職役員の在職期間に対応する年度の業務実績評価より年度評価をもとに、中項目の評価結果がSであれば1.3点、Aの場合は1点というものを与えまして、これを加重平均によりまして、基本業績勘案率を算出し、それから、基本業績勘案率に当該退職役員の在職期間にかかる、いわゆる法人の特別の業績、あるいは当該役員の個人の業績、こういったものを勘案いたしまして、業績勘案率を決めていくという形になってございます。

なお、業績勘案率の決定にかかる議決権につきましては、一昨年の親委員会におきまして、各分科会に議決権が委任されています。

次に、手続的なものとしたしましては、裏のページ、2ページ目で、2の(1)でございます。役員の退職者が出た場合に、法人が評価委員会へ業績勘案率の案を提出し、それを受けて分科会で法人から提出のあった業績勘案率の案について検討を行います。

(2)といたしまして、評価委員会は分科会で検討した結果、得られた業績勘案率の案を総務省の政・独委に通知しまして、(3)といたしまして、総務省の政・独委からの意見を踏まえて、農林水産省の独立行政法人評価委員会が最終的に業績勘案率を決定し、法人に通知するというようなことになってございます。

また、一番下の4のその他でございますが、この規定適用期間といたしましては、平成16年1月以降の退職役員の退職金から算定するとされてございます。

これまでの経過なり算定の考え方は以上でございますが、これに基づきまして、資料が戻りますが、資料2-1をお開き願います。

今回、8法人から申請のありました18名について、各法人で算定いたしました業績勘案率の案について一覧表にいたしております。

前段説明しました、考え方に基づきまして算定した結果、それぞれの役員の勘案率はたまたま1.0となっておりますが、これらの算出に際しましては、法人や個人の業績については、年度計画に基づいて適正に行われたものでございまして、計画の範囲内で効率化や業務の改善を行ってきたものであることから、加算にまで至らなかったものと、各法人において判断したということでございます。

これらのそれぞれの法人の退職役員の業績勘案率の考え方につきましては、資料2-2以降にそれぞれ添付してございますが、時間の都合上、個人ごとの説明は省略させていただきます。以上でございます。

松本分科会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきましたことに関しまして、何かご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会委員長 それでは、特段にご意見がないようでございますので、16事業年度退職役員の業績勘案率の算定につきましては、本日示されました案で、当委員会として異存なしとの意見としてよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会委員長 それでは、当委員会としてこのように決定することといたしますが、もう一度よろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、当評価委員会は、検討された業績勘案率の（案）について、総務省政・独委に通知することといたします。

また、総務省政・独委から特段の意見がない場合には、自動的にこのとおり決定させていただきます。

以上が、本日の最初の議題1でございますが、次に中期目標等の審議に入りますが、この件に直接関係のない方々は、この時点でご退席いただいて結構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

次は、独立行政法人農林水産消費技術センターの中期目標等の変更についてでございます。

今回、報告いただく中期目標等につきましては現時点における検討案であります。今後、中期目標等の変更案が固まった段階で、改めて各委員の皆様へ郵送させていただきます。ご意見をちょうだいしたいと考えております。

このような方法でよろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

松本分科会委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、法人担当課から資料の説明をお願いいたします。

表示・規格課長 消費技術センターを担当しております消費・安全局表示・規格課長の水田でございます。

消費技術センターの今期の中期目標、ことし3月末まででございますけれども、これの改正につきまして、ご説明させていただきます。

昨年6月にJAS法が改正されまして、これが本年の3月1日付で、この改正JAS法が施行されることとなっております。それに伴いまして、農林水産消費技術センターが実施する業務につきましても、追加、廃止等の見直しが必要となることから、現行の中期目標、中期計画、業務方法書に所要の改正が必要となります。

本日、資料の差しかえをさせていただきました。差しかえ後の資料3-1といたしまして、改正点の概要という資料を追加させていただきました。

以前にお配りいたしました資料の3-1から3-3までは、新しく3-2から3-4といたしまして、中期目標、中期計画及び業務方法書の改正案の新旧対照表という形でお配りしてお

ります。

本日は、資料3 - 1によりまして、改正点の概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、JAS法の改正の概要でございますが、資料3 - 1の3ページをごらんいただきたいと思います。

中段に改正の内容でございますが、この中で今回の法律改正では大きく2つの点を改正しております。

1つは、流通方法に特色があるものについて、JAS規格の制定ができるようにするというものでございます。

それから、2点目が公益法人改革に対応した登録認定機関の改善ということでございます。この中では(2)にございますように、登録格付機関による格付制度、すなわち事業者の方が製品を登録格付機関や農林水産消費技術センターに持ち込んで検査を受けてJASマークを貼ってもらうやり方を廃止することといたしました。

一方で、(3)にございますように、登録認定機関が認定する事業者の対象範囲につきまして販売業者や輸入業者等にも広げるということとなりました。これらによりまして、センターが行っております格付の業務は廃止されますけれども、センターが行っておりますチェックの対象となります認定事業者の範囲が拡大をすることとなります。

そのほかにも次のページ、4ページの3の(1)でございますが、従来からセンターが実施してきた業務でございます登録認定機関の登録時における調査、これを法律上に位置づける、法定化されることになりました。それと合わせまして、事後チェック体制の充実の一環といたしまして、センターの登録認定機関に対する立入検査を新設すると、そういった改正がなされております。

これらの業務の変更に対応するための中期目標等の改正でございますが、資料の1ページに戻っていただければと思いますが、改正のポイントといたしましては、追加・変更される業務といたしまして、従来から実施しておりました登録認定機関の登録時における調査、これが法定化されたことを明確に記載することとしております。

それから、登録認定機関に対する立入検査が新たに追加されたこと、それから認定の対象範囲が拡大することによる業務の追加・変更がございます。

一方で、2のところがございますように廃止される業務でございます。センターが実施しておりました格付の業務、登録格付機関に対する定期的調査等が廃止されることとなります。ただ、法律で経過期間として3年間経過期間がございますので、平成21年3月1日までは、これ

らの業務を実施できることとなっておりますので、その間はこれらの業務を実施するという
こととしているところでございます。

以上のような業務の追加、廃止等に対応いたしまして、資料3 - 2から3 - 4までの中期目
標、中期計画、業務方法書について所要の改正をするものでございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。

ただいまの農林水産消費技術センターの中期目標、中期計画、業務方法書の改正案について、
ご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

それでは、特段ご意見がございませんので、農林水産消費技術センターの中期目標等の改
正案につきましては、また何かございましたら事務局において、さらに所要の調整等を行って
改正案をまとめていただくことにしたいと思いますけれども、現時点ではこのような方法で進
めてまいりたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会委員長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、次期中期目標、中期計画の検討でございます。

まず、事務局より全体の説明をお願いし、次にそれぞれの法人ごとに、各法人担当課から中
期目標、中期計画の説明を行っていただき、それに対するご議論をしていただきたいと、こ
ういうふうに思います。

これらを、まず法人ごとに行っていきまして、さらにあれば全体を通して再度ご意見をちょ
うだいすると、こういう手順で進めていきたいと思います。

それでは、まず事務局よりご説明をいたします。

文書課課長補佐 官房文書課でございます。

私の方から、全体を通した説明をさせていただきたいと思います。

まず、見直しの内容についてなんですけれども、平成17年度末に中期目標期間が終了いたし
ます独立行政法人の見直し内容につきましては、昨年夏に見直し素案を提出して以降、総務省
の政策評価・独立行政法人評価委員会や有識者会議、こういったところで議論が行われてまい
りまして、11月14日に勧告の方向性が示されました。これを踏まえまして、省として見直し案

の検討が行われ、昨年の12月24日に省として見直しの内容を決定したというところでございます。

農業分科会に所属する5法人の見直し内容について簡単に説明させていただきますと、参考資料4の一番最後の1枚紙に、法人の見直しの内容がございます。

この内容について簡単に説明させていただくと、大きくまず職員の身分に関してでございます。職員の身分に関しましては、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人につきましては、BSEの発生やその後の偽装表示事件の頻発であるとか、無登録農薬が広範に流通した事件が相次いでおりまして、食品の安全や消費者の信頼を確保するため、食品安全行政の強化を図っていく中で、検査検定3法人については専ら検査検定を行っており、これらは消費者の健康への悪影響の防止や食品に対する信頼の確保に直結するものであり、業務の遂行に支障が生じると国民生活に重大な影響を及ぼすということから、公務員の身分を維持するという考えに達しました。

一方、種苗管理センター、家畜改良センターにつきましては、専ら検査検定業務を行うものではないということで、非公務員化することによって、国民生活に著しい支障を及ぼすということに理解が得られにくいというふうに考えまして、これについては非公務員化ということにいたしましたところでございます。

続きまして、組織の統合ということに関してでございます。

検査検定3法人につきましては、当初指摘されておりました肥飼料検査所と農薬検査所の統合では、明確なメリットが見出しがたい、ですが農林水産消費技術センターも含めて3法人の統合と一体的に業務を実施することで、農薬、肥飼料、食に関する情報の共有が図られ、消費者に対して、食品の安全性確保に関する総合的な情報の提供を行うことが考えられる。さらに、3法人の保有する情報を共有化することによって、効率的な立入検査であるとか、分析検査の実施にも資するという事を考えましたことから、これら3法人を統合するという事にしたところでございます。

以上のような見直し内容に沿いまして、国において中期目標を作成するとともに、この中期目標を踏まえ、各法人においても中期計画を作成しているところでございます。

資料4にスケジュールが載っているんですけども、本日はお示ししている中期目標と中期計画の説明をさせていただいて、意見交換をしていただきたいというところでございます。いただいた意見を踏まえまして、再整理を行いたいというふうに考えているところでございます。

また、一方で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会ワーキング・グループからも、勧告の方向性に沿ったものになっているかというような観点から意見をもらうということになっておりますので、本日いただいた意見と合わせまして中期目標、中期計画を省として再整理しまして、改めて農業分科会にお諮りしたいと、このように考えているところでございます。

次の農業分科会、第20回の農業分科会になるんですけれども、日程調整をさせていただいた結果、2月16日というふうにさせていただきたいというふうに考えているところであります。このときに、改めてまた変更点等を説明させていただきたいと考えております。昨年末に見直し内容が決定したところでございますが、財省省令で中期計画の認可申請を、次期中期目標期間が開始される30日前までに行うこととされていることから、タイトな日程ではございますが、できれば次回の分科会でおおむね意見の集約ということでさせていただければというふうに考えて、そのような日程と思っております。その際には、あわせて業務方法書についてもご議論させていただきたいと、このように考えています。

その後の手続なんですけれども、2月末までにこのスケジュールの中にある中期目標の策定手続とあるんですが、評価委員会への諮問と答申、これは開くということではなくて、第20回の農業分科会で意見集約されれば、書面にて諮問、答申という手続です。そのあと、財務省協議、財務省認可、中期目標策定、法人への指示という流れになります。指示された中期目標をもとにして、中期計画を各法人から認可申請していただくと、ここまでの手続を2月中に行う必要があるということでございます。

さらに、この中期計画についての評価委員会への諮問、答申、中期計画の財務省協議、財務省認可、中期計画、あと業務方法書のこれについての認可ということで、4月の次期中期目標期間の開始に至るといような流れを考えているところでございます。

続きまして、中期目標と中期計画の全体の話でございます。

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告の方向性における指摘事項、これを踏まえた事務事業の見直しについて、参考資料3をつけておりますので、これをごらんいただきながら簡単に説明させていただきたいと思っております。

これが、12月24日に省として提出させていただいた見直しの内容でございます。

この中で、大体どこの法人も同じようなポイントを書かれているということで、代表して一番最初の検査検定3法人についてご説明させていただくと、第1の3法人の事務及び事業の一体的実施の中で、統合法人ということもございまして、シナジー効果の発現の観点から見直すというような形です。

また、第2の本部、地方組織の運営の効率化と、この中でも効率かつ効果的な運営を確保する観点から再編統合というような話がございます。

続いて、2ページ目の最初の の中にあるとおり、専門技術的知見の必要性が低い作業等については、極力アウトソーシングを推進するという点、また、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化するという、いわゆる業務の重点化という点でございます。

また、下の でございます検査検定3法人が担う任務・役割との関係を踏まえた重点化や効率化に向けた取り組みを次期中期目標等に明記する。その際、達成すべき内容や水準をできる限り具体的かつ定量的に示すこととすると。目標をできるだけ定量的に示すと、こういった点が各法人、今申し上げたのは統合法人ですので、種苗管理センターと家畜改良センターについては、統合の部分は関係ないんですけども、こういったポイントを踏まえて中期目標計画を策定していくことになるという点でございます。

これらを踏まえて中期目標、中期計画の作成をしていくところでございますが、具体的な中期目標、中期計画の構成につきましては、基本的に第1期のものと同様のものとなっておりますが、第2期において特に異なる点は、国の政策等と法人が果たすべき役割や行っている業務、こういったこととの関係を明確にするという観点から、前文を設けております。

中期目標等の具体的な内容といたしましては、前文の後に、1つ目は中期目標の期間を平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間としているという点、業務運営の効率化に関する事項ということにつきましては、重点化すべき業務の内容であるとか、業務の迅速化を図るための目標設定、またアウトソーシングを行う業務の内容等といった点が示されています。

また、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上ということに関する事項につきましては、向上に関する定量的な目標がそれぞれ述べられていると、そういうところがございます。

それと、業務運営の効率化による経費の抑制、第1期でいきますと毎年1%の削減といったような点なんですが、こういった点であるとか、人件費の削減、予算に関する事項、こういったことについては、今後財務省と協議を行いながら、具体的に示させていただきたいということで考えておるところでございます。

最後、もう一点なんですが、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の統合の時期ということにつきましては、19年の4月ということになりましたことから、統合によってどのような相乗効果を発現していくのか、先ほど申し上げた点なんですが、こういったこと

については、統合までの間に検討するというにさせていただきます。今回示すものには反映されていないということになります。ただ、前文において1年後の統合を見据えた検討を行うということを明記させていただいたというような内容になってございます。

それと、最後に農林水産省独立行政法人評価委員会令におきまして、農業者大学校にかかる案件につきましては、農業分科会で処理することとされておりますが、既にご案内のとおり農業者大学校の事務・事業につきましては、17年度をもって廃止し、次期中期目標期間以降は先端的農業技術及び先進的経営管理手法の技術を中心とする担い手育成を目的とする事業を農業・生物系特定産業技術研究機構、いわゆる農研機構に移管して実施することということになっておりまして、農研機構にかかる案件を所掌しております農業技術分科会において議論を行っているということをご了解いただきたいということでございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、各法人の中期目標、中期計画の説明を次にお願ひしたいと思います。

まずは、農林水産消費技術センターについて、表示・規格課長から願ひをいたします。

表示・規格課長 それでは、農林水産消費技術センターにつきましてご説明させていただきます。

資料5 - 1と5 - 2でございます。

総務省から提示されました勧告の方向性の指摘、それを踏まえまして見直しの方向性をもとに、センターの中期目標、中期計画の案を作成したところでございます。

先ほど、文書課から説明がありましたように、勧告の方向性におきまして、センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人の検査等業務につきまして、食品の安全性の確保にかかる総合力の発揮、管理部門の効率化、そして一層の検査分析能力の向上等の相乗効果の発揮の観点から見直し、一体的に実施するというにされておきまして、平成19年4月1日に3法人の統合ということを予定しております。

したがいまして、中期目標期間5年間という形でスタートするわけでございますが、スタートして1年後に統合という形になるわけでございます。残り4年間につきましては、統合法人に引き継がれるような形になるわけでございますが、統合法人の最初の新たな中期目標の期間というものは4年間ということになるというふうと考えているところでございます。

3法人の統合にかかわりまして支障がないよう、関係する分につきましては、できる限り整合性をとった形にしておりますが、それぞれの業務にかかわる部分につきまして、業務の内容、

性格によりまして、中期目標及び中期計画の立て方が若干異なっております。ご理解いただきたいと思っております。

それでは、資料5 - 1に次期、すなわち第2期の中期目標（案）、中期計画（案）の概要につきまして、資料を用意しております。

5 - 2の方では、現行の中期目標、中期計画等との対照表を作成しております。

本日は、5 - 1に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

5 - 1の1ページが、消費技術センターにかかわる部分でございます。

勧告の方向性におきまして、国の政策目標における任務の位置づけ、あるいは国・地方公共団体等の役割分担など、法人が担う任務や役割を明確化することということが書かれております。これを踏まえまして、中期目標の前文に業務の遂行に当たって、国の食品等に関する政策や国民の食品等への関心事項等を把握すること、そして国や都道府県との連携及び役割分担のもとに効率的かつ効果的に業務を行うことということを記述しております。

また、中期計画の方の前文には中期目標に記述したことに加えまして、国の取り組みを技術的側面から支援するため業務を実施すること、あるいはまた具体的な業務の内容について記述することとしております。

それから、その下でございますが、3法人の統合、一体的実施ということを踏まえまして、統合後において統合メリットを発揮しつつ、さらに質の高い業務が実施できるよう業務の進め方に関する検討を早期に行うことということを中期目標、中期計画双方に記述することといたしました。

次に、業務運営の効率化に関する事項でございますが、勧告の方向性におきまして独立行政法人として担うべき事務事業に重点化すること、あるいは法人の任務や役割分担を踏まえた重点化や効率化に向けた取り組みを明記することとされたことを踏まえまして、中期目標には食品の表示監視業務、あるいは登録認定機関等への指導・監督業務といった、いわゆる検査業務へ重点化をすること。

それから、2点目といたしまして、食品表示監視業務については、国などとの役割分担を踏まえまして、センターの有する専門技術的知見が必要とされる検査等へ重点化を図ることとともに、検査時間を10%削減することということを記述しております。

それから、調査研究業務でございますが、表示の真正性に関するもの、具体的に申し上げますと、DNAとか微量元素の分析などによりまして、産地とか品種を判別する技術、こういった業務の比率を80%以上とすること。

それから、4点目といたしましては、登録認定機関の登録等にかかる調査の期間を10%削減することを記述しているところでございます。

また、これらを達成するために、右側の中期計画の方でございまして、取るべき措置といたしまして管理部門の合理化、情報提供業務や検査業務の効率化、あるいは検査方法や工程の見直し、新たな検査方法の導入などによる効率的な業務の実施などを記述しているところでございます。

さらに、勧告の方向性を踏まえまして、先ほど申し上げましたようにJAS法の改正がございまして、格付業務が廃止になります。今、センターが行っております生糸の格付業務、これにつきましても21年3月1日に廃止されることになっております。

また、それまでの経過措置期間が3年間あるわけでございますが、この間の格付業務につきましても集約化を図ってまいりたいということでございます。すなわち、現在横浜と神戸の2センターで行っているわけでございますが、これを神戸に集約化することによりまして、要員及び経費の合理化を行うこと、これを記述しております。

それから、アウトソーシングにつきまして、専門技術的知見の必要性が低い作業等について、アウトソーシングを推進することということでございます。こういったことを中期目標、中期計画に分けて記述をしております。

それから、最後にサービスの質の向上の部分でございます。

国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項につきましては、第一期の中期目標を基本的に踏襲しつつ、食品表示監視業務の検査件数をふやすこと、あるいはJAS法改正に伴う登録認定機関等に対する指導・監督などの業務の拡大の対応をきちっと行うこと。リスク管理のための有害物質の分析業務の質の向上を図ることなど、内容をさらに充実させることを中期目標の方に記載しておりますし、またそのための具体的措置につきまして、中期計画に記述したところでございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間に入ります。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見のある方どうぞお願いいたします。

徳江委員 2点ほど質問させていただきます。

1点目は、質問と同時に意見になるかもしれませんが、3法人が統合するということで、今後統合のコンセプトが食品の安全性の確保に関する総合力の発揮だというふういうたっ

ておりますので、結局食品にかかわるリスク管理ということではないかなと思います。

そこで、これはあとの2法人が終わってからの方がいいかなと思ったんですけども、リスクという点では共通しているかなと思ひまして、このリスクに関する原因と、それからどういう面に発生するのかと、この原因と発生する発現体と言ってもよろしいんでしょうか、その辺の関連がよくわからないんです、もちろん専門外なものですから。そういったことで、リスクがどういうものが発生するか、もちろん有害物資もありますが、肥料、飼料、それから農薬等全部関係していると思ひますけれども、そのリスクがどういうところから発生して、そのリスクがどういう面で発現するのかという、原因と結果がわかるような、何か表でしょうか、それができないかなと。

これは、そうしますとそういった一連の体系ができますと、例えば検査の件で、こういう面のリスクを回避するとか、発見するという、そういう機能がはっきりするのではないかなと思ひまして、その辺の関連表と言うんでしょうか、そんなところがもしできればということで意見と要望でございます。

それから、2点目ですけども、これもちょっと素人でよくわからないんですけども、検査時間の10%削減というのが出ていました。ということは、当然検査はいろいろな工程があるのではないかなと思ひますので、どういう分析がどういう工程からなるかというのが当然分析されているかなと思ひますので、その辺の工程の分析が行われていって、かつ、この工程の部分については削減できるとかできないとか、そういうようなことができるんじゃないかなと思ひます。これは、当然コストの削減という面から見ても工程管理というのは当然必要かなと思ひまして、従来その辺の工程分析ができていて、どこのどの部分を短縮できるか、そういうような検討が行われているかどうか、その辺の質問と、なければそういうことをこれからやらなければいけないんじゃないかなと思ひまして、その点2点お願いします。

松本分科会委員長 それでは、ただいまのご質問、あるいはご意見でございますが、まず第1点は、リスクと発生、どういうふうな格好で発生メカニズムとの関係を明確にして、そうしたものを一体化で把握できるようなものにはできないんだろうかと、こういうご質問、ご意見であったかと思ひますが、この点についてまずお答え願ひたいと思ひます。どうぞ。

表示・規格課長 2点ご質問いただきました。

1点目につきましてですが、食品にかかるリスクがどんなところにあるかということでございます。その結果として、どういうところに影響が出てくるかということにつきましてでございますけれども、もちろん食品のリスクというものは、食品の製造過程、さまざまな過程がご

ざいます。もちろん農産物を生産する工程でもございます。肥料、飼料を製造する過程もござ
いますし、それからそれを使う過程もございます。あるいは、食品の加工する段階、そういう
段階でもございます。そういったものがそれぞれの段階であるわけございまして、その結果
といたしまして最終的な製品の中にもございまして、国民の健康被害が生じるというようなこと
があるわけございまして、そういう意味からいたしますと……。食品におけるリスクという
ものはゼロというわけではございませんので、それをできる限り下げていくということが必要
になってくるわけございます。

そういう中で、有害化学物質について、例えばサーベイランスとかモニタリングとか、そう
いったものをきちっとやることによって、どういう段階に問題があるのかといったことをきち
っと調べていくということが必要になってまいりますので、リスクを下げていくという取り組
みを今後ともやっていきたいというふうに考えております。

松本分科会委員長 まず第1点、徳江委員、そういうご回答でございますが、もし何かあり
ましたらどうぞ。

徳江委員 今の回答だと大分難しいなと感じますけれども、例が製造工程ですからはやらな
ければいけないかもしれませんが、何か一つ例をとりまして、私ども素人がわかるように、一
般国民にも開示しなければいけないと思いますので、何か1点具体的にポイントがあれば。

松本分科会委員長 そうですね。何か具体的な例を挙げてご説明できると、非常にわかりや
すいというご指摘でございますが、いかがですか。

まだ、そういう事例がない、そういうことではない。

消費技術センター理事長 例えば、サーベイランス、モニタリング計画等で具体的なリスク
の例という意味では、農産物の残留農薬、リンゴの果汁などに含まれる恐れのあるカビ毒のパ
ツリン、重金属など、いろいろなものがございまして、そういうものに対するサーベイランス
なりモニタリングということについては、今、課長の方からも話がありましたように、関係の
独立行政法人を含めまして、農林水産省として取り組んでるという状況でございます。

それから、2番目のご質問ですが、検査時間等については、既に私ども消費技術センターの
場合は、現在の中期計画でも、分析時間の短縮ということを取り上げて進めており
ます。いろいろな分析項目や分析対象に対応して、どこをどういうふうに改善していくかとい
うことを、現在でも取り組みながら、分析時間の短縮をしています。

いろいろな工程がそれぞれによってございますけれども、例えば、食品から該当する物質を
抽出するという工程が必要となりますので、そういう抽出工程とか、それを精製する工程など

をより効率的にできないかということや、抽出した物質を実際に機械にかけて分析するという検出の工程がございますが、例えば、分析機器を変えることを通じて、より効率的にできないかなどを総合的に検討しながら、分析時間を短縮するという取り組みをしてきておるところでございます。

個々に細かいところがいろいろ違い、対象とするものによっても違いがございますけれども、基本的にはそういうようなポイントごとに、効率化ができないかということを検討しながら、分析時間の短縮を図っているところでございます。

松本分科会委員長 検査時間の10%の短縮というのは、これは先ほどのご説明で一定の理解はできたんですけども、どうも最初のリスク等、それから発生の関係、これももう少し……

畜産振興課長 すみません、私の方から。

前任で消費者情報官をやっておりましたので、少し私の方からお答えします。

まず、リスクというのは、今、徳江委員が使う言葉でいえば、必置危害ということで訳されたと思いますけれども、むしろハザードという言葉の方がいいかと思います。リスクというのは、ハザードの危害の度合いのことを言いますのですべてのものに対してリスクがございます。それが、リスクが大きい小さいかということが問題でございます。従来は、具体的なハザードということでございますと、O-157とかサルモネラに代表されるような細菌、それともう一つは先ほど消費技術センターの方からありましたように、パストレラとかアフラトキシンとかいう天然の細菌やカビ毒というものがございます。それから、カドミウムとか砒素とかといわれる、天然に含まれている重金属等の化学物質がございます。それから、いわゆる農薬ですとか抗菌性物質と言われる製造過程で加えられたもの、使われた化学物質がございます。

どうも、天然毒というのは、意外と皆さんご関心がなくて農薬とか食品添加物とか、そういうものに対して関心が高いんですが、かなり天然毒も強烈な害がございますので、それぞれ非常に課題があると思います。

我が国で、今、大体年間、食品の危害で亡くなっておられる方は10人から20人ぐらいと言われておりますけれども、そのほとんどがサルモネラだとかO-157という細菌性のものでございます。

それから、食品の危害、かなり貝毒が、これは亡くなるまでに至っておりません、貝毒、天然毒ですね、これがございます。

具体的に、従来は厚生労働省が最終生産物、あるいは消費技術センターが最終生産物においてのリスクを調べて国民に安全なものを提供してきたわけです。いわゆるHACCPとも同じ

考え方なんです、リスクアナリシスの考え方で、途中段階で、それぞれの製造段階でリスクを下げることが最終生産物の全体のリスクを下げることになるだろうということです。これは、テレビとか電気製品、工業製品をつくる時の考え方と全く同じでございます、それぞれの段階でリスクを下げている、そうすると最終生産品、これもし途中の段階でリスクを下げないと、最終生産物全部検査しないとおかしいというようなことになりかねないので、それぞれの段階でいかにリスクを下げるかということがこれからの課題です。

ですから、従来、厚生労働省が一義的に食品の安全に携わっておったわけですが、農林水産省も製造過程の間でやっていこうとなったというのが平成15年の食品安全基本法の改正でございます。

その中で、実際に具体的にやっていくのは、農林水産省と厚生労働省が実際にリスクの管理をやっていこうと。どの程度のリスクがあるかということ、それぞれのハザードごとに検討していただくということが食品安全委員会のお仕事ということになります。全体を管理するのが食品安全委員会のお仕事ということで、これは我が国ではそう規定されておりません、イギリスなどは食品安全庁がそういう考え方をとっていますけれども、我が国はそういう考え方を持っていないということでございます。これは、3者で、あるいは環境省も踏まえて一緒にやっていくということになると思います。

ですから、それぞれ具体的には肥飼料検査所はそういう製造過程の間の、農業生産の中で投入される肥料ですとか、肥料などは当然残留農薬とかございますし、そういう肥料ですとか飼料、飼料そのものの安全性を確保していくという仕事がございます。

そして、それぞれの食品についてのリスクを管理していくというような形で具体的にかかわっていくということでございますので、従来の最終生産品を全部押さえるということじゃなくて、途中の段階でリスクを下げることによって、トータルコストも下がるし、安全性も高まるというのが現在の考え方でございます。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、そのほかどうぞ。ございませんか。

(「はい」という者あり)

松本分科会委員長 それでは、次に肥飼料検査所について、農産安全管理課長からご説明をお願いいたします。

農産安全管理課長 農産安全管理課長の嘉多山でございます。

肥飼料検査所の中期計画目標をご説明いたします。

資料は、ただいまの資料5 - 1の1ページ目のところと、それから資料5 - 3に現行の中期目標との対比がございます。説明は5 - 1の内容に基づいてさせていただくということにいたします。

詳細につきましては、総務省から示されました各項の方向性、それからこれを加えまして、見直しの方向性というものに基づきまして、計画、目標の作成をしていくということでございます。

3法人の統合につきましては、先ほど来の説明と重複いたしますので省かせていただきまして、業務内容についてご説明をさせていただくということにいたします。

業務の内容に関する指摘事項としましては、これはほかのと同じでございますけれども、国の政策目標における任務の位置づけなどを明確化するということ。それから、よりリスクの高い肥料、飼料への検査の重点化を図ること。それから、検査業務の効率化をすること。それから、検査検討法人としてふさわしい内容の調査研究業務に特化重点化すること。それから、アウトソーシングの推進といったものが主な内容であろうというふうに考えております。

任務の位置づけにつきましては、先ほど来ご説明がございますように、前文におきまして安全な食品の安定的な供給を図ることは国の基本的な責務である。そういう中で、飼料系の事業につきましては、肥料、飼料の安全性を確保するための検査、その検査の質の向上と効率的な実施に努めるということを通じまして、食品の安全性の確保に一層の役割を果たすという旨を記述しているところでございます。

それから、検査の重点化でございますが、これも立入検査やサンプルの収去といったものにつきまして、肥料でありますと、例えばカドミウムのような有害な成分を含む可能性の高い肥料、飼料でございますと、プリオンなどの動物由来タンパク質、あるいは未承認の組換え農産物などを含むリスク、可能性の高い飼料といったものに重点化をするという旨の記述をしておるところでございます。

それから、検査の効率化でございますが、これにつきましては報告期間の短縮、あるいは検査等に利用する時間を短縮といったものを目標としておりますけれども、これにつきましても同時並行的に作業を進めていく、あるいはサンプルの調製作業の効率化をする、あるいは技術内容の高度化、最新の技術を導入するといったようなことで時間を短縮するという目標を設定しておるわけでございます。

それから、調査研究につきましても肥料、飼料安全性に直接関係するような課題の重点化を

するということを検討しております。

それから、アウトソーシングにつきましては、試薬調製作業など専門的技術的知見が低いといったものにつきまして、アウトソーシングをしていくということでございますし、それに加えまして、分析機器が有効に活用されていないというご指摘もありましたので、分析機器を有効に活用する方策と当然ながら必要性を踏まえた上で計画的に使用をしていくということについて、具体的に記述を追加していくということでございます。

中期計画におきましては、これらの目標達成に向けまして、最新の分析手法の導入、分析の改良、高度化、あるいはデータベースの活用や集中的な分析・鑑定の実施、検査対象事業場の重点化といったものを通じまして、業務の効率化を図ってまいりたいということでございます。

それから、一番下の欄でございますが、サービスの質の向上につきましても、ここにございますように、肥料と関係して有害物質の分析を迅速に実施をすとか、OECD-GLP基準への対応にかかる業務を充実させる、あるいは消費者への情報発信などの内容を充実するといったことで、国民に対するサービスの質の向上に努力をしていきたいということを記述しているところでございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの肥飼料検査所の中期目標及び中期計画について、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会委員長 また、後でも総合的にご意見をちょうだいする時間も設けてございますので、ご意見が特段ないようでしたら、次に農薬検査所について、農薬対策室長からご説明をお願いしたいと思います。

農薬対策室長 それでは、農薬検査所についてご説明させていただきます。

先ほど、消費技術センターや肥飼料検査所の方から説明がございましたとおり、これらの両法人と整合性をとりつつ、業務の特性を出しながら、中期目標、中期計画をつくってございます。

中期目標、中期計画それぞれに、農薬検査所の任務についての明確化ですとか、中期目標を受けて検査の質の向上を図りつつ、効率的かつ適正な実施に努める業務を具体的にするという形で前文を設け、また統合の部分についても記載をしてございます。

具体的には、第2のところの業務運営の効率化に関する事項のところをごらんいただきたいのですが、勧告の方向性におきましては、農薬検査所につきましては、検査項目の重点化と効率化、あとは効果的な実施というものを求められてございます。

そういう面で、まず一つは第2の目標のところでございますけれども、登録検査期間を目標期間中に5%短縮と、これは先ほど徳江委員の方からもご指摘がございましたけれども、私どもの方では、特に例えば毒性のチェックですとか、水産動植物のチェックですとか、物化性のチェックですとか、これらを全部行っていくわけなのですが、そのあたりの厳密な進行管理、さらには試験の中には、G L P制度に基づく試験と、それ以外の試験がございますので、そのあたりのチェックの進め方というあたりでできるだけ効率化を図って5%の短縮、つまりは中期計画におきましては、検査項目の重点化、業務の進行管理の充実という形で進めていきたいと考えてございます。

また、消費技術センター、肥飼料検査所と同様にアウトソーシングの考え方も踏まえまして、分析機器の効率的運用ですとかアウトソーシングの推進といったものを目標と計画にそれぞれ書いてございます。

一方では、このような効率化を図る考え方の中で、さらに国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項というものを定めてございます。

目標の中におきましては、1つは申請者からの要望に応じまして、適切な技術指導の実施を行うと。計画では、特に新規の有効成分の登録申請に関する技術的指導を行っていく。特に、新しい有効成分でありますと、これは食品安全委員会などに提出いたしまして、そこで先ほどのリスク管理、リスク評価ではございませんが、リスクの評価を受ける形になりますので、そのあたりの技術指導の充実を図っていこうと思っております。

また、目標の中でポジティブリスト制度、これは皆様方も最近お聞きになっていると思いますが、食品衛生法が改正されまして、昨年11月にポジティブリスト制度につきまして、暫定的な基準というのが設定され、本年5月から施行されることになってございます。そのような新たな行政措置に対する適切な対応を行っていくという形で考えてございます。

また、O E C Dテストガイドライン、これは国際的なテストガイドラインの策定等々を行ってまいりますので、そういう国際的な流れを踏まえた調査研究の重点化を行っていききたい。

また、これを踏まえて中期計画の中では調査研究、このように重点化した調査研究につきまして、外部評価の実施なり、結果を迅速に公表するという形で進めていきます。

また、中期計画の中にごございますけれども、今でもやっておりますがホームページ等々で

農薬に関するいろいろな登録情報なり失効した農薬の情報なり、生産者、消費者、いろいろな指導機関からの情報提供を求められますので、それぞれのニーズに合わせた情報提供の充実というものを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞちょうだいしたいと思います。

徳江委員 今、ご説明でG L Pというのがありまして、これは大きい方の資料では1ページに載っているんですけども、これは我々マネジメントでいうとベストプラクティスという考え方なんですけれども、これはグッドだからベストではないんです。言葉じりをとらえるわけではないんですけども、我々はベストプラクティスで企業はやるんですけども、このグッドというのはどういう意味なのかなという。

松本分科会委員長 お答えをお願いします。

農薬対策室長 言葉がというよりも、各国で世界共通でG L P制度というのが導入されておるんですけども、1つは試験を行うに当たって、試験研究機関もしくは分析機関がきちんとした体制が整備されているのか、さらに試験を行うときの管理の仕組み、例えばきちんとだれかがデータをつくって、そのデータをほかの人がチェックをしているのか、制度管理は行われているのか、これは世界共通で制度ができておりまして、そういうところで行われた試験については、言い方もあるんですけども、最低限の管理が行われておるので信用ができる機関においてつくられているというのがございます。

これも、世界各国共通になっておりますので、例えば毒性試験におきましては、ヨーロッパで行われた毒性試験、G L Pで行われておれば、進行管理からもしくは施設、もしくは中における分析機関、これについても一定水準以上のものがそろってまして管理も行う。そういう試験については、基本的に世界各国共通に受け入れてチェックをしていき、申請データに使えますという形になってございます。そういう意味でのグッド・ラボラトリー・プラクティスと呼ばれております。ベストがいいかはちょっとわかりませんが。

松本分科会委員長 内容はわかりました。

徳江委員 そうすると、その仕組みが世界共通で確立されていると。例えば、I S Oでその辺がつけられているんじゃないかと、出先機関としての共通、標準認識かということですか。

農薬対策室長 世界各国共通になっておりまして、それによって例えば日本のG L Pの機関に、例えばE Uが査察に来たり、日本が逆にE Uの方に査察に行ったり、世界でも同じレベルに統一するような形になってございます。

徳江委員 ありがとうございます。

菊池専門委員 3つが一緒になるといいますが、統合されるという部分の中では、非常に効果といいますが、農薬、肥料の安全性という部分からすると、消費者という部分に対しては、安全が比較的早く情報提供できるのかなという感じはするんですが、例えば私たち生産者の場合に、これがどのような流れの中で、生産者レベルの農薬の安全とか飼料の安全利用、こういったものを簡単にチェックできるのか、どこがやってくれるのみたいな部分、先ほど徳江委員が言った部分の中でも、それぞれいろいろな分野があると思うんですが、生産者レベルでも注意はしたいと、農薬の低減を図りたい、飼料の低減を図りたい。この生産されたものを、例えば食べさせるとか販売する以前に、そのチェックができるとかという部分が都府県レベルの中で……、

松本分科会委員長 国まで上がらないでも、都府県のレベルで、そういうことですよ。

菊池専門委員 そういった情報というものがないと、ポジティブリストとか言われて、記録記帳しなさいよというふうな、記録記帳しただけで、計算されたものの安全という部分はチェックしない限りは保証できないんですよ、生産者レベルでは。その場合に、これを計算してくれないかと、余り件数が多いと難しいと思うんですが、そういった途中でのチェック機能というか、みずからチェックしたいという場合に、都府県レベルで可能かとか、あるいはどのルートで上げればできますよとか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松本分科会委員長 この点についてよろしくお願いします。

農薬対策室長 私の方からお答えさせていただきますけれども、1つは農薬については、まず第1点でございますのが、農薬の登録申請を受けまして、データをチェックした上で、まず食品安全委員会の中で安全性の評価がされて、1日当たりの許容摂取量、A D Iというのが定められるわけです。それに基づきまして、今度はいろいろな残留基準、今のポジティブリスト制度の暫定基準等々ございますけれども、基準が設定されると、今度は使用基準が設定されていくわけです。

使用基準というのは、例えば農薬の使用回数ですとか、あとは使用対象の作物ですとか、こういうものを全部決めていきますので、使用基準を守っている上においては、残留基準をオーバーすることはまずあり得ない話でございますので、そういう面では分析をするしないにかか

ならず、安全性の確保はまずされてございます。

ただ、どうしても心配だという方々がいらっしゃいますので、今農薬の世界ではできるだけ記帳運動をやりましょうということを言っていますし、また農薬の記帳運動とあわせて、農業の生産現場においてもGAPというHACCPまではいきませんけれども、生産工程の管理を行っていきましょうということでございますので、自分たちはこういうふうな保障で、例えば農薬についてもこういう農薬を選定して、こういうまき方をしましたということであれば、まず問題が生じる可能性は非常に低いと思います。

一部で心配されておるのは、例えば時々登録のない農薬が使われていた、これは対象作物じゃないところから見つかったとか、基準をオーバーしたところにあるんですけども、大体的な場合、例えばトマトと書いてあるのを間違えて使ったですとか、もしくは農薬をまくときに、タンクをよく洗わずに次の農薬を入れてまいたので、前の農薬が残っている等です。結局は全然違う農薬が見つかったというのがございますが、そういうことに注意して、さっき言った生産工程の管理をきちんとやっておれば、基本的に残留基準をオーバーするようなことはありませんので、その面で安全性の担保はされると思います。

ただ、心配される方々には自分たちのところで、当然栽培暦とか防除暦がございまして、そういうのを示して、固別に管理もしてまして、この農薬をきちんと使用方法、使用基準を守ってやっておりますということで、残留基準をオーバーしたり、そういう可能性というのは非常に低くなっていると思いますので、まずそういう生産における取り組みをきっちりやり、その情報を提供するというのが一番大きなポイントになるのではないかと思います。

基本的に、残留基準値をオーバーしているかどうかというのは、これは各都道府県の衛生部局の方でチェックをして、そのときに基準をオーバーしていれば、出荷停止のところが出てくるんですけども、厚生労働省によれば、實際上残留基準値をオーバーして回っているのは0.01%の世界ですから、どこかで誤って使用したということがなければ、基準値をオーバーしてすることはございませんし、基準値をオーバーしてすぐに健康被害を生じるということはまず考えられませんので、余り過剰に反応してチェックを全部しなければいけないということは必要ないと思います。

松本分科会委員長 よろしゅうございますか。

菊池専門委員 その部分については理解しているつもりなんですけど、例えば餌とか、私の場合酪農組合なものですから牛乳を扱っているわけです。かつては、ダイオキシンの問題とか、そういった部分の中で、取り引きのスーパーさんとかからダイオキシンの部分について、検査

した牛乳であることを証明してくれとか、例えば、ごみ焼却場から何キロの範囲にあなたの組合員は何名いますかとか、そういったことも私は含めた形での部分になってくると、使用農薬とか、こういったものについては安全なんだけれども、トータル的にそういった周りの要因も含めて出た場合は致命的になるものですから、個人的に例えば1戸1戸の農家として、そこまで神経質になるんじゃないんですが、組織的として、あるいはメーカーとしてとなったら、出た場合には終わってしまうんじゃないか、これが検査された後でここにありましたよって言われたときはもう遅いなと。

私どもも輸入した乾草とかそういったものを使っているんですが、食べさせてから残留農薬がちょっと多かった乾草が入っちゃってましたということも二、三年前にありました。それは量的にはそれほどじゃないんですが、そうしたらアメリカのどこどこ州の果樹園の隣の草でしたよというような部分があるんです。そうすると、例えば結果としてそういうものと自分で栽培しているものとかかわりの中で、本当に安全かというのは1年に1度か2度は、自分たちの生産物のチェックというものもあるいは必要ではないか。そのときに、どういった形で検査依頼をしたらできるのかとかという体制は、少なくとも私どもの組織にどこにお願いしたらとか、どこにそういったチェックを頼んだらという部分については、正直今の時点で衛生検査所とか何とかって言いますが、国にせっきくこれだけの組織があって、国民にもサービス提供する、情報も提供しましょうとっているんで、あるとすればそういうところへ検査していただくと、本当の意味で国民への安心というか、そういうのが提供できるのかなと。

松本分科会委員長 もっと身近な機関がね。

菊池専門委員 たまたま私の方に来ていますので、国の衛生管理とかの部分じゃなくて、もっと散布するなら、組織としての限られたものであったら細部についてのお願いもできていると、非常に安心かなと、そんなふうにも思いましたので、今使われているものが心配だとかというだけでなくして、広範にものを考えた方が私は廃水の問題とか、いろいろな部分がありますので、ちょっと可能であればと思ひまして。

松本分科会委員長 そういうことは可能でしょうかということですよ。

農産安全管理課長 先ほど室長からも話しましたけれども、食品のすべての段階ですべてを国がということではなくて、食品安全基本法にもございますけれども、それぞれの関係の業者のところ、それぞれの段階を踏んでいただくということになりますので、そういう意味では資材から、あるいは飼料から肥料から農薬から農産物に安全の影響があるという問題は、国の方で法に基づいてきちっとやっておるということでもございますけれども、例えば水質とか土壌

の中に有害物質が含まれているという実態、それから先ほどご説明がありましたけれども、カビ毒のように、植物に対する病気から出る毒素といったものについては、基本的には生産時点できちんとリスク管理をするというのが、食品の安全性確保の考え方ということになりますので、その関係で分析をということであれば、わずかな分析をするというよりも、先ほど言いましたように、工程をきちっとやられたかどうかというのをまずチェックをされて、その結果がモニタリングをしてみると大丈夫でしたということを確認するというところで進めていただくのがありがたいと思います。

ちなみに、肥料なり飼料について疑義があるとか確認をしたいという場合には、肥飼料検査所において、例えば依頼をいただくと検査をするということもやっておりますし、ほかの検査機関をご紹介するというのも可能でございますので、全体としては総合的に考えてやっておりますということでございます。

松本分科会委員長 よろしゅうございますか。

それではほかにどうぞ。

井上委員 ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、この3つの法人の業務運営の効率化に関するところで、アウトソーシングという言葉が割とキーワードで出てきており、アウトソーシングって何かなと思って中身をよく読みますと、例えば今出ております農薬検査所のところのアウトソーシングは、具体的に申しますと、アンケート調査とか試薬の調整を外部委託すると。それは構わないと思うんですけれども、この中に専門知識を有しない外国文献の翻訳という文言が出ていまして、その一方で、例えば人件費を削減する、あるいは経費を削減すると書いてあります。それから、業務内容の高度化とか専門家に対応するための会議、研修を実施するというふうに書いていますけれども、そのような文献、専門知識を有しない外国文献というのは、それほどたくさんないと思いますし、そういう文献をスラスラ読める人を、ちゃんと人材として確保するというのも大事なことで、わざわざこういうことをアウトソーシングに出す必要はないだろうと思います。

農林水産省を希望している優秀な学生たちはたくさんいますから、わざわざこういうことをアウトソーシングとして出すというのは、私としては個人的にはちょっと違和感を感じたところなんです。

以上です。

松本分科会委員長 難しい試験を通して入るんだから、相当レベルの高い人がいるわけだから、どうですか、その点は。

農薬対策室長 できるだけ効率的にやろうというので、外に出せる部分は出していく感じで考えておりますので、全部ではありませんが、例えば国際的な会議で資料などについて自分たちで全部読み込んだ上で、今度は諸外国と戦わなければいけませんので、プラスアルファの部分まで読むと大変なのでそれは出しておいて、必要な論点だけ自分で吸収しておいて、あとはメインのところだけじっくり読み込もうという気持ちなので、ちょっと文章的には足りなかったというのがあるかと思います。

松本分科会委員長 そういう意味合いも含めて言っていることでございます。どうぞ。

清野臨時委員 同じく3機関の情報提供というふうなところをちょっと見ていて感じたことなんです、農薬検査所だけは消費者と生産者等が対等に書かれているんですが、ほかのところは消費者への情報提供というふうなことで、もちろん消費者とそれを製造する製造業者、あるいは生産者の役割が同じでないというのはわかりますけれども、その情報提供というのは生産者、あるいは製造業者そのものもきちんとした情報を得るというふうな観点に立てば、言葉じりかもしれませんが、そうした消費者と製造業者、生産者等、対等に置くような表現に変えていただければなというふうに思います。

松本分科会委員長 なるほど。そういうご要望でございますがどうですか。

農産安全管理課長 どちらかという図式としては、業者の方なりご専門の方に対しても同じ情報を当然提供するんですけども、それは今でもやっておりますし、そういう意味では我々から見ても、難しい専門用語を使って情報提供してしまっていて、業者側はわかるんですけども、むしろ消費者の方にわかっていただけるようにということのところは内容の充実としてはかなり大きな向きになるかと思って、そういう意識がちょっと出たところがございますけれども、書き方についてはちょっと検討させていただきたいと思います。

松本分科会委員長 わかりました。よろしゅうございますか。そのほかどうぞ。

表示・規格課長 消費技術センターの関係で、消費者等対応業務と書いておまして、この等の中には製造業者の方が入っております。ただ、農林水産消費技術センターということで、特に消費者への情報提供という、ある意味で重視をしているという部分がございますので、消費者の方をメインに書いたというものでございますけれども、実際には業者の方からの色々な問い合わせなどがございまして、そういう方々にも情報提供を十分やっているところでございます。

松本分科会委員長 よろしゅうございますね。そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会委員長 どうもいろいろご意見ありがとうございました。

それでは、次に種苗管理センターについて、種苗課長からお願いをいたします。

種苗課長 種苗課長の寺沢でございます。

それでは、資料5 - 1の4ページから5ページ及び資料5 - 5、A3の大きな資料でございますが、資料5 - 1の4から5ページの方を用いましてご説明申し上げます。

まず、今回の中期目標、中期計画は、他法人と同様、前文を置きまして国としての方針を記述し、それに基づく中期計画において、種苗管理センターが効率的かつ効果的な業務の実施、あるいは業務運営についての見直し、検討を行っていく、という形で役割分担を明確にしているところでございます。

それから、業務運営の効率化でございますけれども、これは今回の方向性に基きます見直しを踏まえた部分がここに反映をされております。具体的に今回の見直しの主要な点といたしましては、農場の集約化、それから茶原種生産、配布の業務につきまして、これを円滑に県または民間に移行の上、廃止することとしております。

それから、ばれいしょの生産、配布につきまして、新技術を導入して可能なものについては民間への部分移行の検討を行っていくことが指摘されておりますので、この辺も踏まえたものとなっているところでございます。

変更の具体的な中身でございますけれども、まず品種登録にかかわる栽培試験でございますが、これは見直しの中でも記述されておりますが、9農場を6農場に集約化するというところでございまして、具体的には北海道中央農場、孺恋農場、久留米分室、これを部分的に西日本農場に集約化するというところでございます。

勧告の方向性では、具体的に農場名が上がっているわけではないのですが、中期計画の中で小規模の農場、特に金谷、知覧の農場につきましても早期に西日本農場に移管するということを明記いたしております。

それから、栽培試験は、実施件数が非常に増えてきておりますし国の審査期間を今3年を2.5年に短縮するというのが、省の方針として既に決まっておりますので、それに沿いまして栽培試験の実施を効率化していく必要があります。さらに、これは規制改革・民間開放推進会議からも指摘を受けましたように栽培試験の一部を民間へ委託して効率化を図っていくということも、ここに明記をしているところでございます。

それから、品種保護対策官、いわゆる「品種保護Gメン」でございますけれども、これも後ほど出てまいります。増員を予定いたしております。具体的には18年度で現在4名を10名に

ふやし、今後も基本的に充実をしていくということを考えておりますけれども、いたずらに職員数を増やすということではなくて、例えば併任なども十分用いまして、効率的な配置により充実を図っていくということを明記してございます。

それから、種苗検査でございますけれども、これは現在4農場、4カ所で種苗検査に対応しておりますけれども、これを3カ所にとすることで、久留米分室の廃止をいたしまして西日本農場に集約化するということを明記いたしております。

それから、原原種の生産、配布でございますけれども、これも農場の役割分担、大規模・少品種の農場と小規模・多品種の農場の役割分担を進めるということが目標に明示されておりますが、より具体的に中期計画の中で、特に本州、九州の県向けの分について、八ヶ岳農場の機能を他農場へ移管していくことを明記をいたしております。

それから、4ページの一番下のところでございますけれども、茶の原種の配布の業務につきまして、地方公共団体または民間へ移行の上、18年度中に廃止することを明記いたしております。

それから、調査研究あるいは業務運営一般の効率化というようなことで、特に管理部門、種苗の生産部門につきましては要員の合理化、特にほ場作業等のアウトソーシングなども進めていくということを明記しているところでございます。

それから、サービスの質の向上でございますけれども、特に品種登録にかかわる栽培試験の業務量が非常に増大しており、品種登録の出願件数も近年大幅に増加しております。

その中で、現在栽培試験、全出願品種に対応できておらず、一部、現地調査などで対応しているところですが、基本的に全出願について栽培試験ができる体制を構築し、年間1,000点以上行えるようにしていくということでございます。

それから、栽培試験の結果が出ましてから、報告をまとめるわけでございますが、それも迅速化して3カ月以内に報告するということを明記いたしております。

また、新規植物の場合にはあらかじめ審査基準を作成する必要があるわけですが、これも短縮化をいたしまして、1種類当たり平均1.5年ということで、審査期間の短縮化を図っていくということでございます。

それから、品種保護対策官の増員は先ほど申し上げましたけれども、あわせて昨年種苗法が改正になり、加工品にも育成者権の効力が及ぶことに伴いまして、加工品についても品種類似性試験が行えるようなDNAの技術、あるいはデータベースの整備を積極的に進めてまいります。

それから、種苗検査につきましても、従来、依頼検査は「50日以内」と書いてあったわけですが、従来90%以上としておりましたのを「原則50日以内」ということで、より着実に短い期間でやれるように改善してまいります。

それから、原原種の生産・配布につきましては、特に実需者のニーズに対応いたしまして、小粒の種イモの生産・配布、あるいは大型コンテナ等を用いました効率的な配布方法等の検討、実用化なども明記いたしまして改善してまいります。

それから、特に原原種の生産の効率化では、民間にも一部可能なものは移していくということですが、センター自身が実施する生産につきましても、溶液栽培などの技術を用いてコスト低減、あるいは高品質化を図っていくということを明記しているところでございます。

また、遺伝資源の保存の二重化とか、あるいは海外から導入するパレイショについての無毒化事業などについても明記をいたしておるところでございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見、質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。ございませんか。

萬野委員 このあと、改良センターのご説明を聞いてから質問しようと思ったんですが、改良センターと種苗管理センターが非公務員になり、変わるということで、当然身分等も変わりますし、それなりの組織が変わるということにおいて、今後の運営上の問題点、リスク等が想定されて、この計画等が考えられているかというところの確認をお聞きしたいと思います。

種苗課長 その点につきましては、従来の評価委員会の議論でも公務員でないといけないということを縷々説明してきた関係もございまして、その中でも非公務員になることに伴って、移行によるメリットがあるのかということですが、余りないのではないかという主張も実はしていたところでございます。しかし、現に非公務員化という方針が決まりましたので、ここに理事長がおられますけれども、種苗管理センターの中で組織体制を検討する内部の委員会をつくって、いろいろな見直しなども従来から検討していたしましたので、その中で非公務員化に伴って、従来からできたもの、あるいは今回の見直しによって、新たに可能になるようなことも含めまして、どういったことがより効率化ができるだろうかという検討を進めてまいります。

特に、今、法律改正の検討を進めておりますけれども、基本的に検査ですとか、あるいは育成者権の権利の付与という業務にかかわるということで、秘密の保持義務を課すとか、あるいは

は罰則の適用について、みなし公務員の規定を置くというようなことを検討しております。そういう公正中立さの確保というような点は、例えば就業規則といったところに明記していく必要があると思っておりますし、基本的には直ちに何か違ってくることがあるのかというと、正直申し上げてそんなにあるわけではないとは思っておが、みなし公務員ということで、襟を正すところはちゃんと正した上で、従来の公務員と同様に公正な仕事をすると同時に、効率化できるものは、従来もできたものも含めて具体的な見直しを行っていくということで進めているところでございます。

松本分科会委員長 萬野委員よろしゅうございますか。

萬野委員 以前に、非公務員化の問題点のご説明をいただいたときに、スト権が取得できる身分になるというところで、可能性としては業務の停滞というリスクを想定しておかないと、効率化とかいろいろ書かれていますけれども、実際の業務の停滞があれば、すべてが吹っ飛んちゃうと思いますので、そこが一番押さえておかなければいけないリスクだと思いますし、そういうご説明も聞きましたので、そこは想定されての運営を考えられておるのかというふうに思ったんですが。

松本分科会委員長 このスト権発動についてはどうですか。

種苗課長 先ほどの組織体制の検討の場を設けているというのも、職員に業務改革についての意識を持たせ、法人としてこれを反映していくことで基本的にそういったことにならないように、ちゃんと経営努力をする、というのがまず基本だと思いますので、そういうことをしっかりやるとともに、他方、まさに万が一でございますけれども、そういった場合にも対応可能なように、植物を相手にしておりますので、例えば水やりというような業務について、省力化により人手がかからないようなシステムを計画的に導入するとか、あるいは、関連作業については外部に委託をして滞らないような体制をつくっていくといったことを積極的にやっていく必要があるというふうに思っております。

松本分科会委員長 よろしゅうございますか。そのほかどうぞ。

武田専門委員 ちょっと感想的な意見なんですけれども、この5年間評価委員会を遂行してきました。それで、今の段階は次期中期目標についての検討になりますけれども、5年間やってきた状況下では大体が白紙の状態、各評価委員会が各法人の中身を検討してどうあるべきかということを考えてきたわけです。その結果、前回の第18回農業分科会において「公務員型で」と結論づけられたほとんどの法人が、きょう資料4をいただきましたように、「非公務員型」ということになっていますが、前回の分科会では、各委員の意見としては、ほとんど公

務員型を続けるべきだといったようなことだったと思うんです。

その過程を省みますと、最終的な結論が農業分科会段階のそれとはほとんど逆になっているわけですが、総務省の評価委員会とか、それから有識者会議の意見、そこでの意見等には、この農業分科会の評価委員会の考え方との間に温度差というか、落差があるように思うんです。私たちは、白紙状態でどうあるべきかということを一生懸命考えているんだけど、むしろ最初から縮小化、あるいは効率化をもっともっと進めようということが考えられていて、農業分科会としての意見や結論が出されても、優位な位置づけにある総務省とか有識者会議の意見が出てきて、がらっと変わるんです。随分変わる感じがします。

ですから、次期評価委員会では、私たちはこのような経過をよく踏まえて、評価対応の姿勢を改め、もう一度評価の仕方を考え直した方がいいんじゃないかなという気がいたします。

松本分科会委員長 今のは質問というよりはむしろ考え方を示していただいたわけでございます。これについて、何か皆さんの方からご意見ございませんか。そのとおりだとか。どうぞ。まだ、ちょっと時間ありますよ。

手島委員 ただいまのことについて、もう一つ終わってからやった方が、全部終わりますので、全体の議論ができるんじゃないかと思います。そのときに私の意見を述べたいと思います。

松本分科会委員長 いかがですか。では、全体を通して、またご議論いただく時間がございまして、そのときに先ほどの武田委員のご指摘について、改めて議論したいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

(発言する者なし)

松本分科会委員長 なければ、最後になりましたけれども、家畜改良センターについて、畜産振興課長からご説明をお願いいたします。

畜産振興課長 畜産振興課長の姫田でございます。

お手元の資料、5 - 1の6、7ページと、それから資料5 - 6でございますが、5 - 1で説明いたします。

まず、家畜改良センターにつきましては、食料、農業の基本計画とか酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針、そして家畜改良増殖目標などに基づく政策目標を達成するために、以下の5点、家畜と、それから草の育種改良の推進、そして畜産新技術の実用化とその活用、そして優良な飼料作物種苗の生産・供給、そして種畜及び飼料作物種苗の検査、そして前回の第一期中期目標の途中から入りました牛個体識別システムの運営等について貢献してきております。

これらの業務を実施するに当たりまして、地方公共団体と民間との役割分担を明確化するとか、あるいは合理的な業務運営の効率化の経費の縮減を書き込ませていただいております。

センターが我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活ということだけじゃなくて、食品の安全についても貢献していくように考えているところでございます。

業務運営の効率化ということで、前回の勧告の方向性に合わせてここに書き込んでございますが、業務対象の重点化、特に家畜改良増殖業務の重点化、それから飼料作物にかかる種苗の生産・配布業務の重点化、中期目標における業務重点化や効率化に向けた取り組みの明確化、地方組織の運営の効率化、技術専門職員が担当する業務の見直し、合理化効果の発揮ということがございます。

具体的には業務体制の重点化ということで、業務対象は牛、そして豚、鶏に重点化いたしまして、めん羊は18年度から、実験用ヤギは19年度末までに、そして実験用ウサギは20年度末までに、山羊は21年度末までに民間を中心とした種畜供給体制に移行するというようにしております。

そして、種苗につきましては、新品種とかニーズの高い品種への重点化を図るということで、具体的には10%程度の品種系統を削減するというようにしております。

それから、具体的には事務・事業の集約化を図り、再編・統合ということで、全国11牧場の事務・事業の集約化を図りまして効率化を図るということ。そして、先ほど種畜供給体制の重点化を図ることによって、長野牧場において種畜供給業務が民間にすべて移行されますので、茨城牧場の支場として統合することにしております。

それから、先ほどから出ておりますアウトソーシングということで、家畜の飼養管理、あるいは自給飼料の生産、単純作業については段階的に外部化を図ることを書き込んでございます。

そして、具体的にさらにこういうような効率化だけではなくて、実際の改良センターとしてサービスの質の向上が必要でございます。そのために、乳用牛におきましては後代検定事業の推進とか、遺伝的能力の評価を実施するとともに、全国的な評価を実施し優良種畜等を250頭程度供給する、あるいは、肉用牛につきましては優良種畜等は800頭程度、豚については優良種畜等を種豚換算で1,500頭程度ということで、前回の中期目標期間に比べて2割から倍近い積極的な目標を立ててございます。

また、めん山羊につきましては、先ほども申し上げたように種畜供給は民間に移行するというので、改良増殖技術の指導に特化するということにしております。

また、あわせて農業生物資源研究所と連携して、遺伝資源の収集、保存及び特性調査について

はきちっとやるということをごここに書き込んでございます。

それから、飼料作物についてもあわせて同じように20トン程度供給するというごことで、これは種苗と書いてございますが、トン数は種子のトン数でございます、飼料作物用の種子を20トン程度供給することにしてございます。これは、前期の中期目標と同じでございますが、具体的には10から17トンぐらいの供給を行ってございましたので、20トンということで、積極的な数字にしたところでございます。

それから、OECDの種子制度に基づく検査、証明ということで、国際種子検査協会の品質管理マニュアルなどを活用して、検査手順とかの効率化等を図ることによりまして、従来7日程度かかっておりましたのを5営業日程度での確に実施することにします。

それから、調査研究につきましては、遺伝子の究明、食品に関する評価手法の開発、胚の生産・保存技術の改善などを実施するとともに、講習指導において学会における口頭発表、論文発表、マニュアル作成、関係誌への掲載などを具体的に毎年60件以上行うというような目標を立ててございます。

それから、畜産技術研修会における研修生の受け入れについては、毎年1,200人以上というような目標を立てております。

あわせて、牛個体識別特別措置法に基づく事務ということで、牛肉のトレーサビリティの事務を的確に実施するというごことで、消費者の安全ニーズに対してもおこたえするというごことに取り組んでまいり次第でございます。

以上でございます。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして質疑応答に入りたいと思います。どうぞ、ご意見、ご質問がある方、お願いします。

松井専門委員 その他の家畜についてちょっとお聞きしたいんですけども、かなり整理されてきて、山羊、ウサギ等は民間移譲するというごことになっておりますけれども、ここでミニ豚、それと馬というのが残っているんですけども、これは何か残さなければいけない事情というのがあって残しているんですか。

畜産振興課長 馬につきましては、1つは受け皿がないというごことでございます。そして、もう一つは北海道から九州までその飼養が多くのご県にまたがるというごことです。家畜改良センターの馬は競馬用ではございませんで、農用馬でございます。それから、生産者のニーズが固まっているというごことがございませんで、そういう点でございます。

それから、ミニ豚については今現在、造成を始めたところでございます、その途中のものを放置するということはできませんので、造成して活用できる段階まで持っていきたいということで、今回ミニ豚は外しているというところでございます。

松本分科会委員長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

忠臨時委員 お伺いしますけれども、めん羊が18年から、あるいは実験用ヤギは19年からと年度がずれていっているのは、それなりの理由があたりかと思うんですけれども、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

畜産振興課長 これは、めん羊、あるいは山羊、ウサギ、具体的に山羊等についても、現実ニーズが全くないわけではございません。そうすると、当然、家畜改良センターから種畜供給業務を移管する場合、相手方がございますが、相手方の準備段階というか、今既にあるということではないものですから相手方の準備、あるいは対応状況に合わせてこういう年次を組ませていただいたということでございます。

松本分科会委員長 そのほかどうぞ。

ございませんでしたら、一応これで家畜改良センターについての質疑は終了いたしますが、先ほどから申し上げておりますように、それでは全体を通して5法人を通しまして、ただいまの各法人の中期目標、中期計画についてご質問、ご意見を総合討論したいと思います。

特に、ただいま武田委員、あるいは萬野委員等からコメントをいただきましたので、これも含めてご審議お願いしたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

特に、非公務員化した法人については、ご指摘がありましたように、総務省の評価委員会との温度差というか、ちょっと議論の食い違いができるんじゃないかというようなことで、常に白紙化した状態で議論をした方がいいのではないかというご意見がございました。その点はどう思われますか。

手島委員 今回の中期計画や中期目標を拝見して、全体として非常にいい方向に行ったと思います。

各センターや機関の仕事の中で、サービスの品質の向上とか、あるいは業務の効率化というような個々のセンター独自の努力できる項目については、かねてから真面目にしっかりとやっていたと思います。また、それが積み重なって成果を上げてきているものと思います。

一方、統合とか非公務員化というような問題は、各センター単独で決められる問題ではなく、それを監督する立場にある農水省などで決められる大きな判断だと思っておりますが、そういう点に

ついても、今回の中期目標や中期計画では、今の日本の置かれている時代の要請とか、あるいは国民の負託というものにこたえる方向にきちっと進んできたと思います。

昨年までは、現在の組織や体制を何とか維持しようという考えの方が強かった、あるいはもっと嫌な言葉で言えば省益を優先するとか、全体最適よりは部分最適にこだわっていたと思います。しかし今回、農林水産省自らが日本の置かれた状態を直視して、全体最適を考え、国民全体の負託にこたえる方向に、体制や仕事のやり方を変えていく方針を明確にしたことは、大いに評価すべきことと思います。

また、我々のような評価委員会の委員も、いろいろな立場の方がおられるわけですが、やはり評価委員会制度が設けられた趣旨からみても、国民の負託にこたえて、国民全体の目で見ることが我々に課された責任なのではないかと思います。

もちろん、中期目標や計画の内容とかスピードなどについては、これはいろいろ意見はあるでしょうが、基本的にまず前文にこの期間にやるべきミッションを明確にし、そのためには、どこをどう変えていくかということを書いている。それは、定量的に書こうとしておられますし、現在定量化できないものについては、とにかく次の段階ではそれを明確に書きますということ、いろいろ各項目のところへつけておられていて、これもすばらしいことだなと思います。

そういう点から見まして、私は非常にいい方向に一歩進まれたと思います。

非公務員化の問題も、もっと進めるべきものと思います。つまり、これまでは職員一人一人の方々が公務員という「身分」でもって仕事をしてきたが、これからはもっと別の方法がある。身分が必ずしも公務員でなくても、非常に大切な仕事をしているんだということを制度や法律によって裏付けするというやり方もあるわけで、公務員の数を全体として減らしていくためには、そういう制度的な環境からバックアップしていくというやり方が良いと思います。 松本分科会委員長 ありがとうございます。

向井委員 ただいまの手島委員のご発言にもかかわるわけですがけれども、特に前回のところを公務員に改め、公権力を行使してやる仕事、例えばただいまの事業団でありましたら、シチュウ検査、あるいは種苗センターで、あるいは品種保護対策官ですか、あるいはそれぞれのセンター、あるいは立入検査等、あるいは実数の認定等あるんですけども、ただいま手島委員がおっしゃった公務員の身分ではなくて、そういう規制によって担保するんだということをおっしゃったんですけども、例えばそういうものがこの中期目標の中に、あるいはそういう体制として何か担保されているものがあるのかということ、別段なくて、適格の中でそういう人を

任命すると、そういう表現でありまして、今まで言ってこられたそういうものが一体どこに担保されているのかということが若干懸念される。

若干、マスコミ的になりますけれども、今現在世の中にぎわしております検査というんですか、そういうものとの兼ね合いも若干第三者的にも気になるところだったりするわけでありませう。

松本分科会委員長 ただいまの向井委員に対しまして、事務局側からご発言、ご意見をいただきたいんですが、どうですか。

文書課課長補佐 全体の話ということで、私の方から少しコメントさせていただくと、まず手続の面から先ほど出ましたのでご説明させていただきたいと思います。

これは、言うまでもなく、中期目標期間の終了時の検討というのは、通則法第35条に主務大臣は独立行政法人の中期目標の期間終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方、その他その組織及び業務全般である検討を行い、その結果に基づく必要な措置を講ずるものとする。また、主務大臣は前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員からの意見を聴かなければならない。第3項として総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。法律で、このような制約がある中でどのような手続を進めていくか。具体的な手続の進め方として、総務省の方から今回の見直しについてあったのは、8月末までに省として見直し素案を決定して、それを提出してくださいと。この見直し案について総務省の政・独委なり有識者会議で議論をして、しかるべきタイミングで勧告の方向性を出し、勧告の方向性に合ったものかどうか見直し内容をチェックをすると、このような手続が提示されました。我が方としては、この手続に沿ってどのような形でやるべきなのかということで、今回はこの形になってしまったところがございます。

次回どうするのかということを考えていく必要があるというのは私も同感でございまして、恒久的に制約がある部分というのは、冒頭申し上げた法律に関する部分でございます。

また、次回の見直しのときに総務省から、どのような手続で進めていくかというような内容が恐らく示されることだろうと思います。そういった制約の中で、我が方として重要なことは通則法の中の2項に評価委員からの意見を聴くという話、それと総務省の政・独委、これは勧告権を持っておりますので、勧告権を持った総務省の政・独委の話も踏まえなければいけない。この両方をどういうふうにはバランスをとって見直しの内容の中に反映させていくのかと、こういうことを改めて次の見直しの際に、また皆様と一緒に考えていく必要があるんじゃないのか

なというふうに思っておるところでございます。

また、非公務員化にするというような話で、これも業務の内容に応じてどのように見直しをしていくべきなのかということを検討していくということになって、行政改革の全体の流れ等々を踏まえまして、最終的には省としてそのような見直しの内容について決定したところでございます。

これから先はこの見直しの結果を受けて、どのようなことをどのような仕組みをつくっていけば当初懸念していたような事態が起こらないかということを考えなくてはいけないんですが、幾つか方法がある中で一つの方法として、先ほど種苗課長の方からあった話もそうなんですけれども、そのほかの方法として例えば労使協定の中で、実際に業務が滞ってしまった場合に、どういうふうにするかということをおらかじめ決めておくというような方法であるとか、またはその際に1つの方法として幹部職員をもしその中で対応できるようにしておけば、そういったこともあらかじめ決めておくことができる。

このような話というのは、あまり中期目標とか中期計画になじむというよりは、先ほど申し上げた労使協定であるとか就業規則、こういったところで具体的にどのように明記していくかという話になるだろうと思います。そういったことを、あまり時間はないんですけれども、4月までの間に法人、当然本省も協力しながらということになるんですが、相談しながら進めていくということが重要なのではないかなと、このように思っているところでございます。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか。

武田専門委員 今のご説明で、今後進むべき方向というのがかなりはっきり説明されたと思うんですけれども、私ちょっと誤解を受けるといけませんので、一つつけ加えたいんですが、さっき委員長が「今後の1つのあり方について『白紙の状態であるべきではないか』という意見だった」とおっしゃったんですが、私が申し上げたのはそうではなくて、私たちは過去5年間すでに白紙状態に対応してきたということです。それで、前回（第18回農業分科会）のような農業分科会としての「公務員型にすべき」という集約になった。ところが、資料4の説明にもありますように、総務省の「非公務員型に」という勧告が出されたわけです。この総務省から出された最終的評価（結論）の後、本日の法人別説明で示されたように、大きなかじ取りの変更がなされたわけです。これは、公平な白紙の姿勢で対処するというより前に、一方で、あるべき姿すなわち縮小化（組織のスリム化）という既定方針が存在し、このことが最終評価への違和感をもたせる原因になっている。という気が私にはするんです。

手島委員はさきほど、「農水省の認識が非常にいい方向に行っているわけです、国民の目から見て好ましいことだ」とおっしゃっていたんですが、それは農水省が、あるいはこの評価委員会が主体性を持って、前回（第18回農業分科会）のような結論（公務員型）から今回のような結論（非公務員型）に変えたのではなくて、あくまで総務省から出された勧告に従って受動的に変えたことなんです。ですから、先ほど申しました既定方針がもっと早くにわかっているならば、私たちはそのつもりで対応して、もっと効率的に議論できたんだろうと思うんです。

だから、むしろそれは総務省の評価委員会、どういう方たちかわかりませんが、総務省の評価委員会とか有識者会議の意見と、この評価委員会が対応する姿勢との間に、もう少し間に何らかの交流や疎通があれば、もっと円滑に業務遂行ができたのではないかなという気がします。農業分科会の各評価委員会は正確な状況把握をする場面を得られないままに、少し道草を食いつぎながらやってきたような気がします。

松本分科会委員長 私の口から言うのもなんですけれども、総務省の評価委員会でもそう整理しているわけじゃないんです。委員長会議等も通じまして、それは常に感じたところでございます。先ほど、武田委員からご指摘があったように、もう少しこれからはその間の風通しというのはすべきだと、そういうのは私も痛切に感ずるところでございます。

武田専門委員 小泉内閣のいろいろな姿勢というのは、ものすごく積極的に進めていこうという方向ですから、そのことと今までの私たちの行き方というのはちょっとずれがあった、落差があったように思います。

日和佐委員 今のご意見にほとんど賛成なんですけれども、非常に気持ちがぎくしゃくしたというのが、ここにかかわってきた正直な感想でございます。

私が、一番よく意味が最後まで納得できなかったというのは、将来組織を民営化するわけではないけれども、そこの方針は全く決まっていないわけです。全く決まっていないんだけれども、国家財政は使うけれども、非公務員化する。その意味がほとんどよく理解できない。なぜ、そこで将来的な民営化、あるいは国家財政は使わないという方向性があるの非公務員化であるならば、それはまたそれで大きな問題はあるにしても納得ができる論議だと思うんですけれども、そうではなくてただただ非公務員化するということに、非常に固執をされたという感じがあります。それが一体どれだけの意味があるのか、正直に申し上げますと員数合わせなのではないか、小泉内閣の方針との、そういうように思わざるを得ない部分もあったということでもあります。

私は、納得のできる組織の再編というのは必要だと思うんです。もちろんダブっているところ

るもありましたから。ですから、研究機関、あるいは検査機関等としてどのような課題を持った、どのような組織が必要であるのかということの全体像をきちんとベースにつくって、抜本的な組織再編というものが必要だったと思うんです。それがあれば納得がいくんですが、一つ一つについて議論していくわけですから、どうしても矛盾が出てきてしまうわけです。

ですから、将来的に検査、研究機関はどうあるべきかということの基本的な考え方を構図として示してほしい、そこを検討すべきだと今後はそのように思います。

生産局総務課長 どうも大変参考になる意見をありがとうございました。

この非公務員化の問題に関しまして、一つ申し上げたいのは、特に昨年の秋に行われました総選挙におきまして、郵政民営化が大きな争点となって、国民の意見を問うという形になったわけでございます。言ってみれば27万人の郵政関係の国家公務員が民営化するというのに、国民の審判が下ったというぐあいになっております。それを受けまして、小さな政府、それから公務員の純減という形で、大幅に議論が進展いたしました。これは、あらゆる分野について議論が進展したと思います。

この独立行政法人に関しまして、今回議論されたものに関しましては、原則として非公務員化と、私ども今ご議論いただいた2法人だけではなくて、政府全体を通じまして、原則として非公務員化と。その場合、公務員でなければこういう点が困るという点は、いろいろ従来主張してきたわけでございますけれども、これもまたいわば横並びでございますして、他の法人でも同じような問題があったわけでございます。それらについては、先ほど来先生方からご指摘いただいておりますように、法律で担保するという形で議論が整理されていきまして、検査検定法人の3法人の統合、これは非公務員化しておりませんけれども、こういったような国民からまさに公務員が検査といった形できちっとやってほしいというようなものを除いては、基本的に法的な手だてをするということを前提にいたしまして、非公務員化をするという形で整備されたものでございます。

そういう意味で、私どももこの2法人でも1,500人近い人たちが国家公務員で働いているわけでございます。この人たちが非公務員となるわけでございますから、中でも大変議論がございます。全国にそれぞれ支所、支場といった形でございますので、全国で業務が円滑にできるように議論をいたしまして、また組合との交渉もいたしまして、話が整理されていったということでございます。

それから、ただ今ご指摘のように、公務員が非公務員に身分が変わるというだけではなくて、政府全体として小さな政府へ、それから財政再建もして回らなければなりません。そういう意

味で、業務の内容も効率化していかなければならないということで、先ほど来ご紹介しているような業務の縮減すべきところは縮減し、また効率的にできる業務についてはより強化すると。それから、アウトソーシングといったようなことも含めまして、改善を盛り込んでおるところでございます。

さらに、今後ともより自立的な法人として、また効率的な法人として活動することが求められてくるものと思いますが、引き続きご相談しながら進めさせていただきたいと思っております。

松本分科会委員長 ありがとうございます。

本日は、非常に活発なご意見、さまざまなご意見をちょうだいいたしましてありがとうございます。一応、時間もまいりましたので、本日の議論はここまでにしたいと思えます。

中期目標、中期計画の見直しにつきましては、来る2月16日開催の第20回農業分科会におきまして、本日の評価委員会でのご意見を踏まえまして、事務局において再度整備していただくようお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

こういうふうには、本日の意見は事務局で再度修正して次回に備えたいと、こういう格好でよろしゅうございますね。

(「はい」と言う者あり)

松本分科会委員長 それではそのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議事につきましては終了いたしましたけれども、そのほか何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

松本分科会委員長 ございませんでしたら、最後に事務局から連絡事項がございます。よろしくお願ひします。

生産局総務課長 長時間にわたりまして、ご審議いただきましてありがとうございました。

次回の分科会の予定についてご連絡させていただきます。本日、審議いただきました各法人の中期目標、中期計画の検討のほかに、次回は業務報告書についてもご議論いただくことを考えております。先ほどの中期目標等の作成までの流れで申し上げましたとおり、次回の評価委員会を2月16日に開催させていただきたいと思っております。

会議の資料とは別にお配りしております第20回の開催事務連絡の紙がございますが、この2枚目に出欠の確認表をつけさせていただいております。現時点で出欠が判明している委員におかれましては、出欠表に必要な事項をご記入いただきまして、卓上にそのまま置いていただき

ますようお願いいたします。現時点で出欠がまだおわかりでない委員におかれましては、後日ファクス、あるいはメールでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

それから、本日のお手元の資料でございますが、大部でございますので卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど郵送するように手配をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

松本分科会委員長 それでは、よろしゅうございますか。次回の出欠表よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第19回農業分科会を閉会いたします。

委員、臨時委員並びに専門委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりましてまことにご熱心な審議ありがとうございました。

午後 0時15分 閉会